

うるま市告示第133号

うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月4日

うるま市長 中村 正人

うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱（令和5年うるま市告示第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（助成の対象者） 第4条 〔略〕 （1） 被後見人等が本市の介護保険法（平成9年法律第123号）による被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付を受ける<u>ことができる者</u> （2）～（5） 〔略〕 2 前条第1号の申立費用の助成は申立人に、同条第2号の報酬の助成は<u>被後見人等又は後見人等</u>に対して行うものとする。 3 〔略〕 （助成金の額等） 第7条 申立費用の助成金額は、審判請求に係る収入印紙代、郵便切手代、<u>登記</u>印紙代、各種証明書代、診断書作成料、鑑定料等の実費額とする。 2 〔略〕 3 <u>報酬の助成金額は、前項の規定により算出した報酬の月額に報酬期間を乗じた額とする。</u>	（助成の対象者） 第4条 助成の対象者は、被後見人等が、次の第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号から第5号のいずれかに該当する者とする。 （1） 被後見人等が本市の介護保険法（平成9年法律第123号）による被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付を受ける<u>者</u> （2）～（5） 〔略〕 2 前条第1号の申立費用の助成は申立人に、同条第2号の報酬の助成は<u>被後見人等</u>に対して行うものとする。 3 〔略〕 （助成金の額等） 第7条 申立費用の助成金額は、審判請求に係る収入印紙代、郵便切手代、<u>当期</u>印紙代、各種証明書代、診断書作成料、鑑定料等の実費額とする。 2 〔略〕 3 <u>報酬の助成金額は、次の各号により算出した額とする。</u> （1） <u>報酬期間が、1年以下である場合</u>

	<u>月額×報酬期間の始めの月から終りの月までの月数</u> <u>(2) 報酬期間が、1年以上である場合</u> <u>月額×審判の確定日の1年前の日の属する月から報酬期間の最後の月までの月数</u>
<u>4 報酬助成の対象期間は、審判により決定された期間とする。ただし、当該期間のうち、第8条の規定に基づく申請をした日から起算して2年前の日が属する月の翌月からを、報酬の対象とする。</u> <u>5 報酬期間に1月に満たない日数があるときは、日割り計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した助成額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。</u> <u>6 [略]</u> <u>7 複数人の後見人等が選任されている場合は、それぞれの後見人等からの申請により、第2項の規定により算出した額を助成するものとする。</u> (助成金の申請) 第8条 申立費用の助成を受けようとする者は、審判の確定日から半年以内に、成年後見等開始審判申立に要する費用助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。 <u>(1) 審判の写し(後見人等の決定が分かるもの)</u> (2)～(4) [略] (5) 申立人の<u>生活保護受給証明書又は非課税証明書</u> (6) [略] <u>(7) 未使用切手の返還書類の写し(該当する場合)</u> 2 報酬の助成を受けようとする被後見人等又は後見人等は、成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。	<u>4 [略]</u> <u>5 前2項に規定する助成の対象費用は、当該被後見人等につき、後見人等が数人あるときは、各々の報酬付与額を合算した額を上限とする。</u> (助成金の申請) 第8条 申立費用の助成を受けようとする者は、審判の確定日から半年以内に、成年後見等開始審判申立に要する費用助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。 <u>(1) 後見等開始申立書</u> (2)～(4) [略] (5) 申立人の非課税証明書 (6) [略] 2 報酬の助成を受けようとする後見人等は、<u>審判の確定日から半年以内に、成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書(様式第2号)</u>に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 審判の写し <u>(報酬の決定が分かるもの)</u> (2) <u>後見開始等の審判書の写し又は登記事項証明書の写し (初回の申請時のみ)</u> (3) ～ (4) [略] (5) <u>振込先となる通帳の写し</u> (6) ～ (7) [略] (8) [略] (助成金の支給) 第10条 前条の規定により交付決定された申立費用の支給は、決定した月の翌月末日までに、申立人の口座へ振り込むものとする。 2 前条の規定により交付決定された報酬の支給は、決定した月の翌月末日までに、<u>被後見人等、後見人等又は後見監督人等</u>の口座へ振り込むものとする。 (被後見人等の死亡後の報酬助成申請等) 第14条 [略] 2 被後見人等の死亡後の報酬の助成金は、第7条第2項から第7項までの規定を準用する。この場合において、被後見人等の遺留した資産から審判において認められた報酬額の一部を受領できるときの月額は、当該報酬から被後見人等の遺留した資産を差し引いた後の額と、第7条第2項の表に定める額と比較して低い方とする。 3 <u>第1項</u>に規定する申請は、第8条第2項の規定を準用する。	(1) 審判の写し (2) ～ (3) [略] (4) ～ (5) [略] (6) [略] 3 <u>前項の申請書は、9月20日までに受理したものは前期として、3月20日までに受理したものは後期として処理するものとする。</u> (助成金の支給) 第10条 前条の規定により交付決定された申立費用の支給は、決定した月の翌月末日までに、申立人の口座へ振り込むものとする 2 前条の規定により交付決定された報酬の支給は、決定した月の翌月末日までに、<u>被後見人等</u>の口座へ振り込むものとする。 (被後見人等の死亡後の報酬助成申請等) 第14条 後見人等であったものは、次の各号のいずれにも該当する場合には、被後見人等の死亡後に報酬助成の申請をすることができる。 2 <u>成年被後見人等</u>の死亡後の報酬の助成金は、第7条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、被後見人等の遺留した資産から審判において認められた報酬額の一部を受領できるときの月額は、当該報酬額から被後見人等の遺留した資産を差し引いた後の額と、第7条第2項の表に定める額と比較して低い方とする。 3 <u>前項</u>に規定する申請は、第8条の規定を準用する。
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号中「(1) 後見等開始申立書」を「(1) 審判の写し(後見決定が分かるもの)」に、「(5) 申立人の非課税証明書」を「(5) 申立人の生活保護受給証明書又は非課税証明書」に、

「

(6) 代理人又は後見人等が申請する場合は、代理人又は後見人であることを証明する書類

」を

「

(6) 代理人又は後見人等が申請する場合は、代理人又は後見人であることを証明する書類

(7) 未使用切手の返還書類の写し(該当する場合)

」に、

「※ 振込先は、申請者名義の口座となります。」を「※ 振込先は、申立人名義の口座となります。」に改める。

様式第2号中

「(6) その他市長が必要と認める書類」を

「(6) その他市長が必要と認める書類

(7) 振込先となる通帳の写し

(8) 後見開始等の審判書の写し又は登記事項証明書の写し(初回の申請時のみ)」に改め、

「※ 振込先は、成年被後見人名義の口座となります。」を削る。

附 則

この告示は、令和8年8月4日から施行する。